

環 備 ー 2 3 6
令 和 2 年 6 月 1 8 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会 長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年6月16日付け事務連絡で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より別添のとおり通知がありました。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）にもあるとおり、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

しかしながら、廃棄物処理施設の点検や補修、維持管理の際に必要な防護服が不足している状態が続いていることから、厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について」（令和2年6月12日）が発出されました。

つきましては、廃棄物処理の安定的な業務継続に向け、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

【担当】

秋田県生活環境部 環境整備課
廃棄物対策班

電 話：018-860-1624

F A X：018-860-3835

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

事務連絡
令和2年6月16日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年5月25日変更））にもあるとおり、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

しかしながら、現在、廃棄物処理施設の点検や補修、維持管理の際に必要な防護服が不足している状態が続いております。このような状況も踏まえ、今般、厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について」（令和2年6月12日付け基安化発0612第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が別添のとおり発出されましたので、お知らせします。貴管下の産業廃棄物処理業者等の関係者に周知願います。

なお、今回の特例を活用し、EN ISO 13982-1 Type5で、JIS T 8124-2に定める微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験（以下、「完成品試験」という。）に合格した化学防護服をもって、JIS T 8115 タイプ5の化学防護服を代用する場合であっても、ダイオキシン類ばく露防止対策として使用するためには、加えて、耐水圧1000mm以上を目安とすることとされていますので、この点について、販売会社等に確認するよう、併せて周知願います。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について

標記については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2。以下「対策要綱」という。）及び「『廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の運用に当たり留意すべき事項について」（平成 26 年 1 月 10 日付基安化発 0110 第 1 号。以下「運用通達」という。）により関係事業場への指導を図ってきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の化学防護服の需給がひっ迫している状況を踏まえ、下記のとおり特例的な取り扱いを認めることとしたので、関係事業者等に対する指導に際しては遺漏なきを期されたい。

なお、本特例は、新型コロナウイルス感染症による貿易上の問題により、「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」が入手できない状況にのみ適用するものであることに留意されたい。

記

1 特例の対象となる保護衣の種類

対策要綱別紙 3 に記載する保護衣のうち、「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」の保護衣で、耐水圧 1000 mm 以上を目安とすることとされているもの

2 特例の内容

EN ISO 13982-1 Type 5 に適合する型式の保護衣であって、JIS T8124-2 に定める微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験に合格したことを製造者が明らかにする書面が添付されているものは、対策要綱別紙 3 における「浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T8115 タイプ 5）」に相当するものとして取り扱って差し支えないこと。なお、対策要綱別紙 3 において、当該保護衣は、耐水圧 1000 mm 以上を目安とすることとされていることに留意すること。

3 特例を認める理由

JIS T8115 タイプ 5 及び EN ISO 13982-1 Type 5 は、ともに ISO 13982-1 に準拠した規格であり、JIS T8115 タイプ 5 及び EN ISO 13982-1 Type 5 に適合する型式の保護衣は ISO 13982-1 に適合する型式の保護衣とほとんどの項目について同等の性能を有することが確認できたが、EN ISO 13982-1 Type 5 は、JIS T8115 タイプ 5

で規定する完成品検査を求めていることから、当該検査項目について追加試験を行い、合格したものについては、特例的に JIS T8115 タイプ 5 に適合する型式の保護衣と同等と認めることとしたこと。